

公安委員会	特定技能の受入れ見込数の再設定及び	令和6年3月21日
説明資料No. 1	対象分野等の追加について	刑事局

## 1 特定技能制度

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（以下「特定産業分野」という。）に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設された（平成31年4月から実施）。

## 2 受入れ見込数の再設定

特定技能外国人の受入れに当たっては、分野ごとに受入れ見込数が設定されている。現在の受入れ見込数は、令和元年度からの5年間の数値であるところ、その期限が本年度末に到来することから、令和6年4月から5年間の受入れ見込数を新たに設定する必要がある。

## 3 対象分野等の追加

現行の特定産業分野（12分野）以外の業種でも人材確保が困難であるとして、業種を所管する省庁から特定技能の対象分野への追加及び既存分野への業務等の追加について要望あり。

※ 新規分野：自動車運送業、鉄道、林業、木材産業

業務等追加：工業製品製造業、造船・舶用工業、飲食料品製造業

## 4 分野別運用方針の変更等（出入国管理及び難民認定法第2条の4）

法務大臣は、分野所管行政機関の長、国家公安委員会、外務大臣及び厚生労働大臣（以下「分野所管行政機関の長等」という。）と共同して、各分野における制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を作成。

受入れ見込数の再設定及び対象分野等の追加を受け、分野別運用方針を変更するとともに、新規分野は新たに分野別運用方針を作成。

※ 分野別運用方針を変更等する場合は、法務大臣が分野所管行政機関の長等とともに閣議決定を求めることとされている。

## 5 今後の予定

分野別運用方針の作成・変更について、本年3月下旬の「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」及び閣議に諮られる予定。

公安委員会	令和6年度国家公安委員会・警察庁	令和6年3月21日
説明資料No. 2	交通安全業務計画（案）について	交 通 局
<p><b>1 交通安全業務計画の作成</b></p> <p>交通安全対策基本法に基づき、指定行政機関（国家公安委員会、警察庁ほか14機関）の長が、毎年度、指定行政機関が講ずべき施策及び都道府県交通安全対策会議が作成する交通安全実施計画の作成の基準となるべき事項について定めるもの。</p> <p>なお、指定行政機関の長は、交通安全業務計画を作成後、内閣総理大臣に報告し、都道府県知事に通知。</p> <p><b>2 令和6年度交通安全業務計画（案）について</b></p> <p>令和5年度計画からの主な修正内容は以下のとおり。</p> <p>(1) 「良好な自転車交通秩序を実現させるための方策に関する有識者検討会」による提言に伴う記載の追記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまで警察が行ってきた自転車の交通安全教育の内容を検証し、設置を予定している官民連携協議会を通じて、自転車の交通安全教育の見直しの検討を進める。</li> <li>○ 取締りの在り方等に関し、考え方を整理した上で、国民に対して分かりやすく、かつ、丁寧に情報発信を行うべく、公表の方法等について検討を進める。</li> </ul> <p>(2) 特定小型原動機付自転車に関するガイドライン策定に伴う記載の追記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係事業者が取り組むべきこととされている購入者及び利用者に対する教育等の交通安全対策が実効的に行われるよう支援・協力を行う。</li> </ul> <p>(3) デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）に伴う記載の追記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ オンライン更新時講習について、モデル事業の実施結果を踏まえ、全国実装に向けた改良を行い、令和6年度末までに全国で展開する。</li> </ul> <p>(4) 改正道路交通法施行規則の施行に伴う記載の追記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5年12月1日から安全運転管理者の業務としてアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等が追加されたことの周知を図る。</li> </ul> <p>(5) 道路交通法施行令の改正等に伴う記載の追記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大型貨物自動車等の最高速度引上げに伴い、交通ルールや運転マナーの周知徹底のほか、悪質・危険な違反に対する取締りを強化する。</li> </ul>		

公安委員会	令和5年における組織犯罪の情勢について	令和6年3月21日
説明資料No. 3		刑事局

## 1 暴力団情勢

- 暴力団構成員等の数は、平成17年以降減少し、令和5年末現在で2万400人（前年比-2,000人、-8.9%）で過去最少。
- 暴力団構成員等の検挙人員は、平成24年以降減少し、令和5年は9,610人（-293人、-3.0%）で過去最少。
- 六代目山口組と神戸山口組、六代目山口組と池田組の対立抗争は継続しており、「特定抗争指定暴力団等」の指定の期限を延長。
- 匿名・流動型犯罪グループは、特殊詐欺をはじめ、組織的な強盗・窃盗、違法な風俗店、違法なスカウト等に関わり、その収益を資金源とするとともに、資金の一部を暴力団に上納するなど、暴力団と関係を持つ実態も認められる。

## 2 薬物・銃器情勢

- 薬物事犯検挙人員は13,330人（+1,188人、+9.8%）と前年より増加。  
大麻事犯検挙人員は6,482人（+1,140人、+21.3%）と過去最多となるとともに、統計を取り始めて以降、初めて覚醒剤事犯検挙人員（5,914人）を上回った。特に、人口10万人当たりの検挙人員は、若年層で大幅に増加。
- 銃器発砲事件数は9件で前年と同数。拳銃押収丁数は349丁（+28丁、+8.7%）と増加。

## 3 来日外国人犯罪情勢

- 総検挙件数・人員は、令和3年からは2年連続で減少していたが、令和5年は18,088件・11,534人と前年に比べ増加。
- 国籍等別の総検挙人員は、ベトナム36.7%、中国17.4%の順で、2か国で全体の5割以上を占め、在留資格別では、技能実習23.3%、短期滞在18.4%、定住者12.1%、留学10.4%の順。

公安委員会	キャッシュレス社会の安全・安心の確保	令和6年3月21日
説明資料No. 4	に関する検討会報告書について	サイバー警察局

## 1 キャッシュレス社会の安全・安心の確保に関する検討会

官民連携の更なる推進によるクレジットカードの不正利用被害等に関する効果的な対策を講じるため、令和5年11月から令和6年2月までの間、計3回にわたって検討会を開催し、金融業界、EC業界、法曹界、学术界及びセキュリティ関係団体の有識者に今後の方策について御議論いただき、報告書を取りまとめたもの。

## 2 報告書の概要

### (1) 被害に遭わないための環境整備

- 利用者に直接届く注意喚起の実施
- フィッシングサイト等にアクセスさせないための方策
- ID・PWを窃取された場合でも被害に遭わないための方策

### (2) 警察における対処能力の向上

- 先端技術の活用等によるフィッシング対策の高度化・効率化
- 被害企業等との情報共有による捜査の推進
- 国内外の関係機関等との連携強化
- 警察の捜査により得られた情報の被害防止対策への活用推進

## 3 今後の取組

報告書の内容を踏まえ、次の取組等を推進する予定。

- 次世代認証技術（パスキー）の普及促進
- 暗号資産交換業者への不正送金の防止
- EC加盟店等との情報連携の強化による不正防止等対策・捜査の推進
- 生成AIを活用したフィッシングサイト判定の高度化・効率化